

新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言の延長に伴う対応について

平素より当公社業務にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が収束の兆しが未だ見えない中、2月2日付で政府より「緊急事態宣言」の延長がされました。当公社では、お客様、お取引先、従業員の安全を優先するため緊急事態宣言期間中の対応について次のとおりとなりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご来社について

(1)不要不急の打合せやご相談のためのご来社はお控えいただきますようお願いいたします。

特に発熱の症状や体調に不安がある場合はご来社をご遠慮ください。

お電話等ご来社以外による対応をお願いします。

(2)やむを得ずご来社される際には次の各項目への協力をお願いします。

- ・必ずご来社前に検温をお願いします。(発熱の場合はご来社をご遠慮ください)
- ・ご来社時にはマスク着用をお願いします。
- ・受付での手指のアルコール消毒をお願いします。
- ・打合せ時間は30分以内とさせていただきます。

2. 当公社主催のイベント・会議等について

(1)不要不急なイベント、会議等は延期または中止とさせていただきます。

(2)大規模会議については中止もしくは規模を縮小して実施します。

3. 職員等の勤務について

(1)出勤時の検温

(2)出勤時の手洗い・うがい

(3)マスク着用の励行

(4)在宅勤務・時差出勤の推奨

(5)来客カウンターへの飛沫防止カーテン等の設置

4. 適用期間

令和3年3月7日(日)まで

上記期間中は通常より少ない人数での勤務となるため、お問い合わせ等の対応にお時間をいただく場合がございます。予めご容赦くださいますようお願い申し上げます。

お客様、お取引先の皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、当公社の取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年2月3日 横浜市住宅供給公社
総務部 総務課